

# 県産食材等の安全確保方針

令和3年3月改定

岩 手 県

# 目 次

1	基本的な考え方	P. 1
	(1) 目的	
	(2) 県産食材等の定義	
2	生産環境の安全確保	P. 1
	(1) 放射性物質濃度の検査	
	(2) 利用自粛等の要請	
	(3) 利用自粛等の要請の解除	
	(4) 指標等を超えた堆肥等の適切な管理等	
3	県産食材等の安全確保	P. 2
	(1) 放射性物質濃度の検査	
	(2) 出荷自粛の要請等	
	(3) 出荷自粛の要請の解除	
	(4) 基準値を超えた県産食材等の適切な管理	
	(5) 基準値を超えた流通食品に対する措置等	
4	農林漁業者等への支援	P. 3
	(1) 経営継続に係る支援	
	(2) 東京電力株式会社に対する損害賠償請求に係る助言等	
5	消費者への県産食材等の安全性に関する情報提供	P. 3
	別表 1・2	P. 4

## 1 基本的な考え方

### (1) 目的

この方針は、原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を踏まえ、県が、県産食材等を対象とした検査の実施や安全な県産食材等を提供していくための措置を講じるとともに、農林漁業者の経営継続に係る支援を行うほか、検査結果の速やかな公表等県産食材等の安全性に係る情報を提供することにより、消費者の安全・安心の確保と風評被害の防止を図ることを目的とする。

### (2) 県産食材等の定義

この方針において、「県産食材等」とは、本県で生産（収穫・漁獲）された農林水産物、消費者向けに販売の用に供する食品（以下「流通食品」という。）及び給食食材とする。

## 2 生産環境の安全確保

県は、県内で生産される農林水産物への放射性物質の影響を回避し、生産環境の安全性を確保するため、次の取組を行うものとする。

### (1) 放射性物質濃度の検査

別表1の堆肥等について、放射性物質濃度の検査を実施するものとする。

### (2) 利用自粛等の要請

(1)の検査の結果、国の定める指標等（農林水産省が、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から定めた値をいう。以下同じ。）を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに関係事業者に対し、これらの検査対象となった堆肥等の利用、流通及び譲渡（以下「利用等」という。）の自粛を要請するものとする。

また、国から県に原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく指示があった場合は、関係事業者に対して所要の要請をするものとする。

### (3) 利用自粛等の要請の解除

利用等の自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合又は国から解除に係る指示があった場合は、利用等の自粛等の要請を解除するものとする。

### (4) 指標等を超えた堆肥等の適切な管理等

(1)の検査の結果、指標等を超えた堆肥等については、国の指導等に基づき、放射性物質濃度を低減させるための取組並びに管理及び処分が適切に行われるよう、関係事業者に対し要請するものとする。

### 3 県産食材等の安全確保

県は、消費者へ安全な県産食材等を提供するため、次の取組を行うものとする。

#### (1) 放射性物質濃度の検査

##### ア 農林水産物等の検査

別表2の農林水産物等について、収穫・漁獲時期等を考慮しながら、主要産地等で試料を採取し、生産物の放射性物質濃度の検査を実施するものとする。

##### イ 流通食品の検査

流通食品について、計画的な検査を実施するものとする。

また、食品衛生上の危害が発生するおそれのあると認められる場合には、上記に関わらず必要な検査を実施するものとする。

##### ウ 給食食材

給食等に使用する予定の食材について、計画的に放射性物質濃度の測定を行うものとする。

#### (2) 出荷自粛の要請等

##### ア 出荷自粛・自主回収

(1)の検査の結果、国の定める基準値（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づく食品中の放射性物質に係る基準値をいう。以下同じ。）を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷の自粛及び自主的な回収を要請するものとする。

##### イ 出荷制限

原子力災害対策特別措置法に基づき、国から県に対する出荷制限の指示があった場合は、出荷団体等に対して出荷を差し控えるよう要請するものとする。

##### ウ 流通状況の確認・自主回収

ア又はイの場合、卸売市場やスーパー・小売店等の食品関連事業者に対し、当該食材を販売・使用することのないよう要請するとともに、保健所等の食品衛生監視員が販売状況を確認するものとする。

なお、当該食材の販売・使用が確認された場合には、直ちに店頭からの撤去及び回収等の措置を講じるよう、食品関連事業者に要請するものとする。

#### (3) 出荷自粛の要請の解除

出荷自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合又は国から出荷制限の解除に係る指示があった場合は、出荷自粛の要請を解除するものとする。

#### (4) 基準値を超えた県産食材等の適切な管理

(1)の検査の結果、基準値を超えた県産食材等については、国の指導等に基づき、管理や処分が適切に行われるよう、出荷団体等、食品関連事業者及び給食を提供する学校等の設置者に対し要請するものとする。

#### **(5) 基準値を超えた流通食品に対する措置等**

(1)のイの検査の結果、基準値超過が確認された場合は、食品衛生法に基づき、違反食品等に関する回収・廃棄命令等の危害を除去するための必要な措置を講じるとともに、当該情報の迅速な公表に努めるものとする。

### **4 農林漁業者等への支援**

県は、放射性物質の影響により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

#### **(1) 経営継続に係る支援**

生産技術等の助言指導、経営資金の融資や安定生産に向けた取組に対する補助など、被害農林漁業者が今後も経営を継続するために必要な支援を行うものとする。

#### **(2) 東京電力株式会社に対する損害賠償請求に係る助言等**

被害農林漁業者や関係団体が東京電力株式会社に対し損害賠償請求を行う場合には、これらの者の要請に応じ、損害賠償請求に係る助言等を行うものとする。

また、十分かつ迅速な損害賠償が行われるよう、国が責任をもって必要な措置を講じるよう、国に対し要望するものとする。

### **5 消費者への県産食材等の安全性に関する情報提供**

県は、市町村や関係団体と連携して、県産食材等の放射性物質濃度の検査結果や、安全な県産食材等を提供するための取組状況を速やかに公表するとともに、県産食材等の安全性を広くアピールする取組を積極的に展開することにより、消費者の安全・安心の確保や風評被害の防止に向け取り組むものとする。

## 別表 1

検査・調査対象品目	対象区域	実施時期
牛ふん堆肥	牧草から 300Bq/kg を超える放射性物質濃度が測定された市町村	随時
粗飼料	全市町村	収穫時期
農用地土壌	県内全域（農作物の適切な生産管理に係る調査・研究のため、放射性物質濃度を測定）	随時
原木・ほだ木	県内全域（全戸）	随時

## 別表 2

検査・調査対象品目	対象区域	実施時期
米、麦等の穀類、野菜、果樹、原乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、特用林産物、水産物	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）など国が示す枠組みに沿って設定	
牛肉	全市町村 （抽出検査）	県内出荷時
原木生しいたけ、原木乾しいたけ	全戸検査	出荷時
野生山菜、野生きのこ	全市町村	収穫時期
野生鳥獣肉	県内全域	随時

※ 検査対象品目については、状況を勘案し適宜拡大を図っていくこととする。